

# 教育と産業

産業教育研究連盟

第六卷 第八号

~~~~~  
技術・家庭科と選択教科……………清原道寿

技術・家庭科について……………日向 照

技術・家庭科についての私見

——アンケートから——

<資料>

技術・家庭科学習指導要領案

中学校「技術・家庭科」についての意見書

~~~~~  
——全国研究大会の討議から——

技術・家庭科の問題点をさぐる…後藤豊治

第二・第四分科会の討議のあらまし  
~~~~~

9

## 晴のち曇り —楽観はできない

「学校が夏休みになったと思ったら、文部省が小・中学校の学習指導要領改訂案なるものを発表した。今までの六・三教育の内容をほとんど全面的にひっくり返すようなものである。それについて全国の教育委員会は意見があるなら八月中旬に出せ、十月一日には本決りにして官報に告示するという。臨時急行列車を出すから、取るものも取りあえず飛び乗れ、時間におくれたら委細かまわず発車するぞというような話である。政府や文部省は教育のこととなると、やけにセツカチで強引である。人間をつくる教育の改革などはじっくりと落ちついて練るべき性質のものだが、世論などそっちのけで、素人は黙っておれといわぬばかりだ。こんどの改訂案には、かなり国家主義的な強い。国家基準を設けて全国的に統一した教育をおし進めるねらいのようだ。授業を画一して、全国どの学校でも同じことを教え、同じ歌をうたわせようとの意図がかなり露骨に現われている。これは国定教科書一本化への道を暗示するものである。学力の学校差をなくするという名のもとに、下手をすると自民党政府や文部省のお好みの鑄型に、次代の人間をはめこむ統制教育になりかねない。」

○ これは文部省の中間発表の翌日（八月二日）の朝日新聞「天声人語」の一節である。

従来の職業・家庭科が「技術・家庭科」という新教科名で登場したからといって、その基本的なねらいは、ここに指摘されていることと切り離されて存在するのではない。最初

「技術科」として審議会で進められたものが、発表の二日前になって、委員会を無視して「家庭」が教科名に入れられたことは、いかに「ご都合主義」のものかを、如実に物語っているではないか。

○ なるほど、この教科だけを切り離して考えると、職業準備や職業指導、それに旧実業教育・作業主義教育と混乱してきたことから、技術科というはつきりした線を打出したことは、その限りにおいて、たしかに一歩前進といえないことはない。だがその点だけを拡大して楽観することは、まだ早いといわなくてはなるまい。なぜなら、男女別コースをつくり、選択に農・工・水産・家庭などの複線型学校への逆行がおかれていることの方が、比重においてずっと重くみられているからである。みかたによっては、理論的には「科学技術教育」のすじを通したようにみせかけ、財政的な裏づけを怠って、設備や指導者養成をあとまわしとすることによって、一歩前進どころか、本質的なあり方にはブレーキをかける結果を来すといえないこともない。

とすると、技術教育の将来は、決して明るいとはいえない。晴のち曇り——もつと重くするしい曇りが、おおいかぶさってくるかも知れないのである。基準性も晴た空でこそ生きてくるが、重苦しい空もようでは、かえって死滅した「技術教育」に傾く危険性が、多分にあることを知っておく必要がある。

（池田生）

# 技術・家庭科と選択教科

— 学習指導要領改訂案をよんで —

清 原 道 壽

## まえがき

七月三十一日、文部省は「学習指導要領」の改訂案を発表した。それによって、「職業・家庭科」は、必修としての「技術・家庭科」と、選択としての「農業科・工業科・商業科・水産科・家庭科」の五教科とになった。このたびの教育課程改訂の全体構想は、最近とくにあらわになってきた文部省の教育統制の一環であり、その教育内容の面における結実を意味する。しかも、十月初旬の本発表を官報で公示するとともに、学校教育法の一部改正により、「基準性」をはっきり規定し、教育内容の官僚統制の総仕上げを意図している。すでに、こうした権力支配が公教育のほんらいのすじみちを破壊するものであることについて、雑誌や新聞紙上でしばしば指摘されているし、本誌においても、いくつかの論文がとりあげているところである。

改訂はこのような教育の権力支配を意図しておこなわれたものであるが、その具体的な内容の点になると、国内および国際的なものもろの状況を反映して、これまでより改善された面といちじるし

く改悪された面が相矛盾しあいながら交さくしている。われわれは、これらの両面をはっきりおさえて、自主的な研究と実践を進めなくてはならない。ここでは、改訂案として発表された「技術・家庭科」の内容を中心に、その問題点について簡単に私見をのべることにしよう。

## 技術・家庭科という名称について

去る三月十五日教育課程審議会は「小学校・中学校教育課程の改善について」答申し、そのなかで「科学技術教育の向上」という基本方針にもとづき、中学校に「技術科」を新設することにした。答申をうけた文部省は三月二十日に通達をだし、「答申を尊重して教育課程の改善について慎重に検討」をおこない、小学校は三六年度から中学校は三七年度から実施予定のことを、各都道府県に知らせた。そのさい、文部省の答申のうけとめかたとして「技術科」を「技術・家庭科」とするということを通達していなかった。その後、の教材等調査研究会の審議過程も「技術科」として教材の検討がおこなわれていた。ところが、発表二―三日前になって、おそらく一部の団体の暗躍が成功したのか、「技術・家庭科」となり、発表前

日になって、教科審・教材等の各委員に討議なしのおしつけの電話連絡をしたという実情、このことはたえず「通達」をたてに、現場教師に権力的にのぞむ文部官僚が、みずからの利益のために、一夜にして「通達」をほごにし、しかも「委員」の「民主的」討議の手つづきさえ無視するあくらつな権力主義を露骨にあらわしている。さらにまた、なんらの理論的根拠もなしに「家庭」を御都合主義で加える文部官僚が、科学技術教育の振興に本気にとりくんでいないことを証明するものといえよう。

### 男女差別の教育内容

現代の科学技術の急激な進展におうじて、日本の将来のすべての子どもの成長と幸福をみとおす義務教育においては、一般教養としての生産技術教育が男女共通にせひとりあげられなくてはならぬ。このことは、本誌上でもしばしばのべたところである。ところが、改訂案では男子向・女子向に教育内容がわけられ、女子向では、従来と同様に「家庭的内容」が総時数の $\frac{2}{3}$ 強とりいれられ、男子向の技術教育と大きな差別がもうけられている。もちろん「技術科」的構想にもとづいて、女子向の内容にも、機械・電気の技術を従来の職・家科より多くとりあげるようになった点で前進しているといえるし、また「家庭的内容」についても、従来の家庭科教育から脱却しようとする苦心のあととみられる。しかしその苦心も従来の家庭科的内容をそれとは異質的な生産技術の教育内容の編成にあわせようとしているため、論理のすじみちが一貫したものになっていない。たとえば、調理に例をとると、一年が青少年向、二年が成人向、三年が行事向・特殊（幼児・老人・病人向）料理といったならべかた、被服では一年日常着、二年休養着、三年外出着といっ

たならべかたが、技術的段階による配列でないことは明らかである。しかも内容全体にいえることは、生産技術教育を犠牲にして、女子だけこのような教育をうけることが、はたしてより教育的に意味のあることかどうかを疑わざるをえない。ここにとりあげられたような女子だけに必要な「家庭」学習であるならば、女子の生産技術学習を犠牲にしないために、ハミダシ教科なり選択教科にすることが望ましい。

### 生産技術学習としてすじをとおすこと

このたびの改訂で、現行の職業・家庭科にくらべて前進したといえる点は、男子向の内容についてである。「工的内容」を重視し、その内容の編成においても、これまでより科学教育（数学・理科）との関連と技術の系統性を考慮し、さらに社会的生産技術との関連——技術の社会的意味——も学習できるようにしくまれている。しかも学習内容の配列も、各学年の総合目標にせめられているように、一年は「技術と生活との関係」二年は「技術と生産との関係」、三年は「近代技術の活用」といったように、段階的な発展を考慮してある。さらに各教材の配当時間も、一応まとまりのある学習ができる程度にとられているし、三学年の終りには、総合実習がとりあげられている。こうした点に関するかぎり、日本の一般教育としての技術教育も、おくれげせながら、国際的な水準へ一歩前進したといえよう。しかし問題は生産技術学習としての農業的分野の軽視である。わずか二〇時間の栽培学習では、生産技術学習の効果は期待できない。だからといって、三時間のわくの中で、農業的分野の時間を増加することは、ようやく改善をみた「工的分野」の学習のすじみちをこわすことになり、望ましいことといえない。すでに文部

省自身が「・家庭」をめぐって、教課審の答申を無視しているのであるから、答申の各学年週配当時間三時間を四時間とかえるように要求し、栽培・飼育の基本を一般教育として学習するようにすべきであろう。なお、現在のわくの中でも、選択にあてられた時間をこれにあてることによって、自主的な再編成も可能といえる。またさうしなくては、三年の総合実習で、(ウ)をとるばあい、効果的な学習は期待できない。

### 施設・設備と教員養成の問題

このたびの改訂内容が、現行の職業・家庭科より前進した面があるといっても、その学習内容にみあう施設・設備の充実、すしづめ学級(技術教育の一学級定員は最大二五名まで)の解消など、教育諸条件の改善がなされなくては全く無効である。文部省は、このたびの改訂によって生まれた「技術・家庭科」の設備の充実について、これまでにない熱意をもっていると伝えられているが、教育予算輕視の現在の政府が、教育諸条件の改善にはたしてどれだけ責任をとるだろうか。また、農業専攻の教員養成が主力となっている現行の教員養成大学では、「工的分野」が中心となった中学校技術教育の教員養成は不可能といつてよいが、この点について、どのような施策がたてられているだろうか。さらに、現行の職業科教員の九〇%以上をしめる農・商など専攻の教員の現職再教育を組織的におこなう計画が、たてられているだろうか。これらの問題の解決なしには、中学校の技術教育は前進しないといえる。

### 選択教科をめぐる問題

改訂全般を通じて、もっとも大きな問題点の一つは、「進路特性におおずる教育」という名目のもとに、選択教科制を拡げて、進学

者には、外国語・数学などを、就職者や家事従事者には、農・工・商・水産・家庭の五教科を選択することをすすめる、実質的には「進学組」「就職組」をつくることを明確化したことである。こうした組みわけが、制度面では、日経連の意見書(昭和三一・一二)でいう複線型への一里塚をなすものであり、教育の実際面では、本誌の一月号でのべたように、生活指導・技術教育にとって有害である。こうした意味において、生徒の「個性」をいかにも尊重したかみえる「選択教科制」は、現在の中学校段階では実施しないことが望ましい。

改訂の職業・家庭に関する選択教科は、ともに職業準備教育、主婦準備教育をめざすものとされ、ともに二年七〇時間、三年一四〇時間を原則としている。そして、狭い特定の職種の訓練にならないよう、たとえば農業については、養畜・農耕・園芸・農産加工のいずれをも学習するように編成されている。また地域産業(たとえば農業では造林・養蚕・製茶など、工業では窯業・織物など)と直線的にむすびつくことをさけている。しかし、そうした考慮にかわりなく、現状では、改訂による選択教科別は、義務教育としての人間形成を破壊するものであるので望ましくないと見える。

### むすび

以上、紙数の制限で、目標や内容の一つ一つについて細部にわたる検討をおこなうことができなかった。拙速主義でつくられた改訂案であるので、その具体的内容には、かなり問題点が指摘できるが、それらは他の機会にゆずらざるをえない。

(東京工業大学助教)

## 学習指導要領改訂案をめぐって

### 技術・家庭科について

#### 日 向 瀨

八月一日、研究大会の第一日に、教材等調査研究会委員の日向瀨先生に、新設の技術・家庭科の解説をしていただきましたので、その要旨を掲げておきます。

× × ×  
現行の職業・家庭科(必修)は、一群から六群までにわかれているが、実は、農業・工業・商業・水産・家庭・職業指導のよせ集め

であって、内容の不統一や内容にみあう教員養成も充分ではない。それぞれに専門の教師でなければ教育ができないという批判はかなり強かった。また性格のあいまいさからくる他教科との無益な重複が多く、図工科で扱う製図・木工・金工と、職業・家庭科で扱うそれらとの関連は不明確なままになって、混乱を生ぜしめている。

そこで今回の教育課程の改訂にあたっては、各教科の性格をあきらかにして、図工科

は美術科と改称され、芸術性創造性を主体とした表現や鑑賞活動が主たる性格とされ、技術性の陶冶は、新設の技術・家庭科にゆずったわけである。教材等調査研究会では技術科の性格を審議するにあたっては相当に手間とったことは事実であるが、科学技術教育の振興という立場から教育課程を考えるときに、科学性は理科に、技術性は技術科にと大づかみにおさえることができるとおもう。

そこで技術性とは何かということになるが、委員のなかにも、生産技術を強調する説、生活技術はどうなるのかという反論、工業技術にしろろうという説などもあった。しかし技術そのものも、つねに進歩発達するもので、けっして固定した何かの技術というものはありえないという反論も出された。私は、時代の急速な進歩発展に応じ、さらに進んでは、それらの発達の根源になる何ものかを身につけさせるのが技術性だとおもう。た

だ、技術性一般となると、あらゆる面の技術が考えられるので、一般教養として、義務教育における基礎教育という立場から、物を作る生活、機械操作の生活、生産生活というように考えておきたい。従って講義として扱う内容はできるだけ省こうとしたわけである。

男女について内容に二系列を設けているが、教育の狙いとしては男女とも共通だと考えている。義務教育段階における基礎教育として技術性の陶冶が必要だということは、男女の別にかかわりのないことであって、家庭科の内容をも考えた技術とみることができ。結局は、近代技術を理解し、近代社会に処することのできるような人間形成を狙う点では差異はない。

今回の中間発表では、一年の木材加工や金属加工を例にとってみると、それぞれ実習例として二・三つあげているが、これらのすべてにわたって指導するというやり方ではなく、このうちから一つか二つをとりあげてやればよい。従来は職業・家庭科では仕事が多すぎて思考力が育てられていないという批判があり、その批判をふまえて仕事を精選し、着実に作業を続け、作業の適確な評価もできるように意図している。また、三年には総合

実習がとりいれられたが、これは、木材加工、金属加工、設計製図、電気等で習得した技術を総合して一つの動くものをくふうして作ってみるというもので、これは従来どの教科にもなかったことで、技術・家庭科の真価がここで発揮されるように期待するのである。従つて総合実習では、セットになつて販売されている教材を避けるべきは言うまでもない。

従来の一群の分野からは、一年に栽培が二〇時間。また三群の分野は特別には学習しないことになり、そのため教師の配置転換も大きな問題であるが、とにかく一人の教師で教えられることを狙つたものである。教員養成については、いくつかの府県のブロックを設けて養成することも考えられている。また設備については従来とも批判の多いところで、これだけのことをやるには相当の予算がいるが、文部省は是非とも実施するという約束をしているので、今までは期待をもてるようにおもふ。

今回の中間発表を機会に、現場の声をものと聞きたいというのが委員の考えであることも申し添えておきます。

## 技術・家庭科についての私見

—アンケートから—

今回の技術・家庭科の中間発表について、日常の指導に悩まされている先生がたに、①全般的內容 ②工業分野 ③農業分野 ④家庭分野の四つの面からそれぞれ御意見をうかがいました。本号では農業分野については間にあいませんでした。引続き多くの投稿が寄せられるようのぞんじます。

△編集部▽

### 中間発表や識者の意見をよ んての所感

1 最近の科学技術の進歩、国際情勢の推移などを勘案し、教育の能率化を図るための改訂ということには賛成できる。

2 全人形成に必要な教養のうち、技術に関する基礎的なものを中心とし、地域にとらわれず、すべての人に必要なものという点についても賛成。

3 義務教育の段階、青年前期の心身の発達状態などから考え、就職者と進学者の差別がつくような教科内容にはなっとくがいかない。

4 最も基礎的なものを学習するという立場にありながら、学習系列を性別により分離

する考えにはなっとくがいかない。その具体的事項は後述意見としてのべているところ、生産技術教育は女子に必要なしとする論きよを知りたい。わたしたちは母親の教養の広さが育児に大きく影響していることを知っている。国の技術的水準の高まりは、国民全体（女性を含む）の技術的教養の豊かさに比例することを忘れてはならない。

5 道徳教育の徹底は、耳や目からだけではない。男女共働作業を通じて、よくその実を挙げうると信ずる。男性の立場をよく理解して協力する処に家庭の不和はおこらない。温い家庭より不良青少年・老壮年は出ないであろう。時間特設の道徳教育よりむしろ技術科の実習時間をました方がより道

徳的教養は高まるであろう。

6 技術科とせず、技術・家庭科としたところに何かわだかまりを感じる。

(具体的意見)

○ 基礎的な農業技術の習得を通じて農業生産を理解させ、農業に関する現下の課題に関心をもたせ、これが改善と協力に努力する全人教育をなすによい。したがって、地域・性別・進路にかかわらず、最低限度栽培の習得を必要とすると考える。また一年のみに止めるべきではなく、すくなくとも二カ年の継続計画を必要とする。

○ 工業生産は近代社会における基本機能の中核となっている。性別・進路をとわず、社会人の一般教養として工的基礎技術と社会的経済的な意義を正しく理解し、身につけるようにしなければならない。したがって女子向きにも、電気関係を含ませるべきである。

○ 商業技術といういみではなく、科学技術を振興するためには、合理的経済機能の理解なくしてはなりたたない。そこで職業生活・家庭生活のいずれにおいても、商業の基礎的技術や知識を必要とすると考えられる。すなわち経営合理化のための経理と記

帳は一般教養として必要ではないかと思ふ。

○ 家庭生活の中心は主婦にあるとしても、決して女性の独占物ではない。文部省指導書の七三・七六・七八・八二ページにそれぞれ説明してあるように、食生活・調理・衣生活・住生活は男女共に学ぶ必要があるとしてあるものが、今回男子向きには家庭生活には一言もふれていないことに疑問がある。すくなくとも一般教養として、家庭経営について男女共に学ぶべきである。女子の調理三カ年は多すぎないか。

○ 第三学年においては、卒業後就職するもの、または家事に従事する者に対して、これらの教科(選択としての農・工・商・水産・家庭)のうち一以上を一四〇時間以上履習できるといふが、学校経営上問題がたくさんおきてくる。

○ 職業指導も進路指導として、特別教育活動の学級活動に入れたという。いままで何だか職業・家庭科に雑居していた感がないでもなかったが、今度の改訂ではその行先をはっきりさせたことはよいと思う。

(北海道・留寿都村立登中学校・大垣内重男)

## 全般的な内容について

今回の中間発表をよんで、いくつか気がかりな点をあげておきたい。

(1) 技術科の新設は、外部的には科学技術教育の振興、内部的には職・家科の統一を意図するものと考ええる。教課審では職・家科の名称も種々討議され、技術科におちついた管であつたが、中間発表では、「技術・家庭科」になつてゐる。ここに職・家科のセクショナルリズムを遺憾なく露呈しているといへば言いすぎになるだろうか。文部省は、小学校にも高等学校にも家庭科があるから、中学校にもおくといいことで納得させようとしているのだろうか。

(2) 「目標」における「生活に必要な基礎的技術」を広義に解釈すれば、職業技術であり、狭義に解せば、日常生活の技術と考えられよう。そのためか、男子には職業に関する技能、女子には家庭生活に関する技能になっている。しかしこれでは、職・家科で啓培されてきた男子の家庭生活の面が軽視され、男女の相互理解に欠ける点があるのでないだろうか。また女子の主婦準備教育は一そう強化



されはしないだろうか。

(3) 男子は男子向、女子は女子向を必修するような規定はないので、男子も女子向内容を学んでもよいし、第二群の教師が共学の時間を設けて、家庭機械・家庭工作・設計製図等を指導してもよいと考えられる。

(4) 技術科やコース制を設けるには、施設、教員の問題が大きなあい路になっている。施設で一枚あたり約三百万から四百万かかり、職・家科教員の大部分を再教育しなければならぬ現状において、文部省は本当にやる気があるのだろうか。これらが未解決のまま実施するとすれば、技術・家庭科はますます荷厄介な教科になってしまう。

(5) 学校によって進路状況に大きな開きがあり、進学を主とする学校、進学と就職が相半ばしている学校、就職者の多い学校等と選択教科に派生して学校差が生じ、実質上の複線型になってくる。

(6) 現行は共通必修↓選択必修↓選択となっているが、技術・家庭科では、現行の○印(共通必修)さえもすて、選択必修にゆだねている。しかも選択の時間数のワクをきめ、コース制にすることで、科学技術教育の振興、進路の特性に応じた教育と呼称するのは、あま

りにも短見無暴な改訂だ。中学校はどこまでも普通教育の段階にあることも忘れたくない。角を矯めて牛を殺す結果にならぬよう十分の実施にあたっては批判研究しなければならない。

(東京都江東区立大島中学校・大湯政雄)

## 工業的分野について

今回の技術科としての発表に対して全面的な賛成は出来ないが、工業的分野についての内容は結構だと思う。

① 内容が整理されたこと、但し学年毎に区切って指導するのは時間的に無駄が多く技術指導上好ましくないと思う。

② 総合学習は良い考え方だが、設備と資材指導教師の点で全国の大部分の学校には効果ある展開は当分の間不可能と思われる。

③ 木工、金工は図工の工作を吸収したとは云っても少し時間数が多い。

④ 工業的内容ばかりではないが、教材も決められ時間の配分も決められているので、現場の教師は単に伝達者としての役目を果せばよいことになる恐れが充分ある。

⑤ 理科との教材配当の点で必ず不都合の点

がでてくることと思う。その限界と月別又は週別の教育計画まで中央で決めてもよいではないか(この度の案が画一的なもので幅の広い点から)

⑥ 文部省で直接指導する学校を一つ作って、それを基準にすればむだな説明も、指導もいらぬし、ねらいを達することができよう。われわれの研究は終ったような気がする。但しこれからの教師はほんの指導法の研究に止り広い立場に立つての研究は少くなるだろう。だとすれば、今回の改訂の底を流れる一連のねらいと併せ考えたとき心配だ。「役立つ」、「ただ働く」、気のいい労働力の養成になっては困ると……。

⑦ 職業・家庭・技術・家庭とは良く似合う。似合つてよいのだろうか、現在まで苦勞し続けた現場教師は妥協や、真似はやめて、技術科であると確固たる信念を堅持しよう。そして第一次、二次建議以来の趣旨が貫徹するまで頑張るべきだ。

一歩も二歩も前進した今回の案であることは大いに認めたい。そして、更によいものにわれわれの力で礎き上げてゆきたい。

(甲府市西中学校・古屋正賢)

## 家庭的分野について

とかく問題の多い教科だということは、よく承知していますが、今回の発表については、正直な所、腹が立ちました。とにかくいろいろの推移をたどって、指導要領の改訂をみたのが、昭和三十三年。そして、次の三十三年に、なぜ、もう次の変革を発表しなければならぬのでしょうか。三十二年度からはじまった新指導要領による結果を、もうすこし、気長に見守ることは出来なかつたのでしょうか。現場で直接、生徒を扱っている者にとつては、そう手軽に朝令暮改式にかえるわけには行かないのです。改訂につぐ改訂では、その度に一応、良心的にその内容を検討してゆこうとする教師をはんろうするものだとさえ思われます。と言つても、現行の指導要領をもって、最善で、不変のものであつてほしいなどと考えるわけでもありません。教育そのものが、人間の社会の中における重要な機能の一つなので、社会の要求やあり方に従つて、教育が変つた姿を示すものであることは分りますが、あくまでも、その変ぼうは、一歩前進した形においてなされるべきだ

と思ひます。今回の技術科における家庭科の内容が、その意味において妥当か否かは、検討さるべきだと思ひます。他教科との重複をさけ、整理され、系統づけられた形において示された内容は、形の上では、いわゆる「すつきり」したかもしれません。然し「すつきりした形」が、家庭科の前進であるかどうかは問題だと思ひます。日に日に進歩してゆく社会の中にあつて、現実の姿を十分にふまへながら、更に「あるべき姿」に向つて、努力してゆく「生活技術」は、広く考えれば、技術科だけでなく、全教科に求められるものなのでしょうが、それを端的に表明した教科としての技術科を考へる時に、その中で扱われる仕事の技術が、バックボーンを持たない単なる「技術」と誤解されそうな危惧の念を、今度の改訂の形の上で感じます。単なる「技術」だけの指導に随しやすうなものは、それは明らかに後退だと思ひます。そうでなく、「仕事を通して」というように、ある一つの手段としての仕事、技術、を考へるのならば、女子に、工業的な分野が多く課せられるようになったのと同じ意味に於て、人間としての生活の基盤である家庭生活のよりよき向上を目ざして、男子にも、家庭的な分

野を、何らかの形において課せられることを希望します。現場では、そのために困難点もあつたというお話しもありましたが、おそらく取扱いの方法なり、指導法なりの困難点（教師の方が一寸、勝手がちがつたというようになことから感ぜられる）であつて、それ以上に深い困難によつたわけではないと思ひます。

(名古屋山王中学校・渡辺喜三)

### 編集部だより

- ◇ 研究集会についての記録や投稿は次号にも引続いて掲載の予定です。
- ◇ 技術・家庭科に対する会員の皆さんからの研究・批判をのぞみます。
- ◇ 学習活動展開例を次号から掲載いたします。皆さんからの実践記録もどしどしお寄せ下されば幸いです。
- ◇ なお各地区での研究会やサークル活動の模様などもお知らせいただきました。

# 中学校学習指導要領改訂案

## 第一目標

14

一 生活に必要な基礎的技術を習得させ、創造し生産する~~力~~びを味わわせ、近代技術に関する理解を与え、生活に処する基本的な態度を養う。

二 設計・製作などの学習経験を通して、表現・創造の能力を養い、ものごとを合理的に処理する態度を養う。

三 製作・操作などの学習経験を通して、技術と生活との密接な関連を理解させ、生活の向上と技術の発展に努める態度を養う。

四 生活に必要な基礎的技術についての学習経験をを通して、近代技術に対する自信を与え、協同と責任と安全を重んじる実践的な態度を養う。

以上の目標の各項目は、相互に密接な関連をもつて、全体として技術・家庭の目標

14

## 技術・家庭科

14

をなすものである。目標一は基礎的技術について主として実践的活動を通して学習させ、必要な知識、技能、態度を身につけさせるという技術・家庭の総合的目標であり、目標二、三、または四のいずれかにかかわる指導においても、つねに目標一が根底にならなければならない。

### 第二 各学年の目標および内容

生徒の現在および将来の生活が男女によって異なる点のあることを考慮して、「各学年の目標および内容」を男子を対象とするものと女子を対象とするものとに分ける。

#### A 男子向き

〔第一学年〕

#### 一 目標

(1) 設計製図、木材加工・金属加工、栽培に関する基礎的技術を習得させ、考案設計の

能力を養うとともに、技術と生活との関係を理解させ、ものごとを合理的に処理する態度を養う。

(2) 設計製図では、簡単な図面を正しく読み取り描いたりするのに必要な基礎的技術を習得させ、ものごとを計画的に進め、精密

・確実に処理する態度を養う。

(3) 木材加工・金属加工では、木材製品や金属製品の製作に関する基礎的技術を習得させ、造形的な表現能力を発展させるとともに、作業を安全かつ協同的に進める態度を養う。

(4) 栽培では、栽培に関する基礎的技術を習得させ、栽培技術と自然環境との関係を理解させるとともに、作物を合理的に育成する態度を養う。

#### 二 内容

(1) 設計製図

木材製品や金属製品の考案を表示するのに必要な技術の基礎的事項を、主として「日本工業規格製図通則」に基づいて指導し、これらがある程度理解された後は、「(2)木材加工・金属加工」の(実習例)にあげた製作学習と融合させて指導する。

ア 表示の方法

図面の種類、スケッチによる表示、模  
型による表示など。

イ 製図用具の使用法

製図板、丁定規、三角定規、ものさ  
し、コンパス、デイバイダ、鉛筆などの  
使用法および用具の配置など。

ウ 線と文字の使用法

実線・破線・鎖線、アラビア数字・漢  
字・かな・ローマ字など。

エ 平面図法

線分の二等分、垂線、平行線、線分の  
任意等分、角の二等分、正三角形、正方  
形、正五角形、正六角形など。

オ 展開図

三角柱、三角すい、四角柱、四角す  
い、円柱、円すいなど。

カ 投影法

第一角法、第三角法など。

キ 寸法の記入法

寸法線、寸法補助線、矢印、寸法数  
字、各種記号、寸法基準線、角度の寸  
法、円弧の寸法、細部寸法、関連寸法、  
対称寸法など。

ク 工作図

用紙の大きさ、尺度、図面の形式、図

面の配置、作図の順序など。

ケ 図面と生活との関係

日常生活と図面、日常生活と日本工業  
規格など。

(2) 木材加工・金属加工

木材加工では主として板材、金属加工で  
は主として薄板金を加工するのに必要な技  
術の基礎的事項を、(実習例)にあげたも  
のの製作に即して指導するとともに、考案  
設計・製図・製作・評価の各段階を追って  
一貫した指導を行うようにする。特に考案  
設計の段階においては、製作目的に応じた  
機能、構造、材料などの研究を行うように  
指導する。なお、加工法については特殊な  
工業技法にわたらないこととする。

ア 木材・金属材料

(木材加工) スギ、マツ、ヒノキ、サク  
ラ、カツラ、ホウ、セン、合  
板など。

(金属加工) すずめつき鋼板、亜鉛めつ

き鋼板、黄銅板、銅板、アル  
ミニウム板など。

イ 接合材料

(木材加工) くぎ、木ねじ、カセイン、  
合成樹脂接着剤など。

(金属加工) リベット、はんだなど。

ウ 塗料

ワニス、ペイント、エナメルなど。

エ 木工具・金工具の使用法

(木材加工) のこぎり、かなな、きり、  
つち、けびき、ねじ回しなど。

(金属加工) けがき針、けがき用コンパ

ス、金切ばさみ、押切、ハン  
ドリル、折り合、打ち木、  
ベンチ、はんだごて、鋼尺、  
直角定規、つち、ねじ回しな  
ど。

オ 工作機械の使用法

のこ盤、かなな盤、糸のこ盤など。

カ 工作法

(木材加工) 木取り、のこぎりびき、か  
んなけずり、穴あけ、くぎ打  
ち、ねじしめ、接着、組立、  
塗装など。

(金属加工) けがき、切断、穴あけ、折

り曲げ、縁まき、ひずみと  
り、接合、組立、塗装など。

(実習例) 木材加工……本立、庭いす、理

科実験用具など。  
金属加工……ちりとり、筆洗、

角形容器など。

(3) 栽培

普通の草花類や果菜類などを栽培するのに必要な技術の基礎的事項を、(実習例)にあげた作物の栽培に即して指導するとともに、栽培目的に応じた計画・栽培・評価の各段階を追って一貫した指導を行うようにする。

ア 栽培の計画

花だん、野菜園などの設計、目的に基づく作物の選定、作付計画など。

イ 気温、水分、風、日照などの諸条件と作物の栽培

種まき・さし木・株分け、自然環境を調整するためのかこい作り・水かけ・うね立て・日おおい・しきわらなどの時期と方法。

ウ 土や肥料などと作物の栽培

作物の根や茎葉などの発育を調整するための中耕・土寄せ・施肥・摘心、枝の仕立、取り入れなどの時期と方法。

エ 作物の病気や害虫とその対策

普通の花だんや野菜園に発生しやすい病気、害虫、雑草などその簡単な対策。(実習例) 草花類……一・二年草、宿根草、

球根など。

果菜類……ナス、トマト、カボチャなど。

三 指導上の留意事項

(1) 「(2)木材加工・金属加工」の実習では、特に工作機械の安全装置や開閉器などに注意して、災害の防止に努める。

また工具の使用と保管、材料の購入と配分などについては製作の段階において、その管理に関する基礎的な理解を得させるようにする。

(2) 「(3)栽培」の学習に用いる立札、さくの柱、簡単な栽培用具などの製作を行う場合は、「(2)木材加工・金属加工」の学習において行うようにする。

(3) この学年における内容の授業時数は、「(1)設計製図」二五時、「(2)木材加工・金属加工」六〇時(木材加工四〇時、金属加工二〇時)、「(3)栽培」二〇時を標準とする。

〔第二学年〕

一 目標

(1) 設計製図、木材加工・金属加工、機械に関する基礎的技術を習得させ、考案設計の能力を高めるとともに、技術と生産の関係

を理解させ、生活の向上と技術の発展に努める態度を養う。

(2) 設計製図では、第一学年の「設計製図」の学習を進展させるとともに、簡単な機械製図に関する基礎的技術を習得させ、工業規格の意義や図面と生産との関係を理解させ、製作意図を正確に表現する能力を養う。

(3) 木材加工・金属加工では、第一学年の「木材加工・金属加工」の学習を進展させるとともに、主として工作機械の基礎的な取扱法を習得させ、作業を精密・確実に進める態度を養う。

(4) 機械では、機械の整備に関する基礎的技術を習得させ、機械の材料と要素に関する理解を深め、それらを活用する能力と態度を養う。

二 内容

(1) 設計製図

第一学年の「(1)設計製図」の学習を基礎にし、その応用発展として、主として実際に用いられている簡単な機械製図の基礎事項を指導し、これらがある程度理解された後は、「(2)木材加工・金属加工」「(3)機械」の(実習例)にあげたものの製作や整備の

学習と融合させて指導する。なお、製図はすべて鉛筆による製図とし、からす口による墨入れは行わない。

ア 工作図

組立図と部分図、工作方法の表示法、  
図面の整理法など。

イ 断面図

全断面図、半断面図、部分断面図など。

ウ 複写図、見取図

(複写図) トレースの方法、トレースの

順序、青写真など。

(見取図) フリーハンド・プリント・型

取によるスケッチの方法、スケ

ッチの順序など。

エ 製図用具の使用法

第一学年にあげたもののほか、パス、

ノギスなど。

オ 機械要素の略画法

小ねじ、ボルト、ナット、ばね、歯車

など。

カ 図画と生産との関係

生産工程と図面、工業製品の標準化な

ど。

(2) 木材加工・金属加工

第一学年の「(2)木材加工・金属加工」の

学習を基礎にし、その応用発展として、木材加工では主として角材、金属加工では主として厚板金および棒材を加工するのに必要な技術の基礎的事項を、(実習例)にあげたものの製作に即して指導するとともに、考案設計・製図・製作・評価の各段階を追って一貫した指導を行うようにする。

特に考案設計の段階においては、製作目的に応じた機能、構造、材料などの研究を行うように指導する。なお、加工法については特殊な工芸技法にわたらないこととする。

ア 木材・金属材料

第一学年にあげたもののほか、軟鋼

板、軟鋼棒、黄銅棒などの金属材料。

イ 荷重と構造

材料の強さ、構造の強さなど。

ウ 接合材料

第一学年にあげたもののほか、次のものを加える。

(木材加工) にかわ、補強金具、ボルト、

ナットなど。

(金属加工) ねじなど。

エ 切削油

植物油、鉱油、乳化油など。

オ 塗料

第一学年にあげたもののほか、ラッカー、合成樹脂塗料など。

カ 木工具・金工具の使用法

第一学年にあげたもののほか次のものを加える。

(木材加工) のみなど。

(金属加工) 弓のこ、たがね、やすり、

タップ、ダイス、バイト、ドリル、といしなど。

キ 測定具の使用法

パス、ノギス、ゲージ、トースカン、Vブロックなど。

ク 工作機械の使用法

第一学年にあげたもののほか、卓上ボール盤、卓上旋盤、両頭型研削盤など。

ケ 工作法

第一学年にあげたもののほか、次のものを加える。

(木材加工) そのりの修正、のみぎざみ、

相欠き継ぎ、組継ぎ、ほぞ継ぎなど。

(金属加工) 切断、穴あけ、やすりがけ、

旋削、研削、ねじ切りなど。

(実習例) 木材加工……簡単な机や腰掛な

ど。

金属加工……補強金具、ブック

エンド、ぶんちん、

理科実験用具、学校

備品など。

### (3) 機械

自転車、裁縫ミシン、農業機械などを整備するのに必要な技術の基礎的事項を、取り上げる機械に即して指導するとともに、機械の材料や要素は、取り上げる機械と関連させて重点的に指導する。

#### ア 機械材料

鋼、合金鋼、鋳鉄、軽合金、潤滑油など。

#### イ 機械要素

締結用（ねじ、リベット、キー、ピンなど。）

軸用（軸、クラッチ、軸受など。）

管用（管、弁、コックなど。）

伝導用（ベルト、ロープ、鎖、歯車、カム、リンクなど。）

緩衝用（ばね、ブレーキなど。）

#### ウ 故障点検

日常の点検、使用中の留意事項、点検の順序、故障の原因など。

#### エ 分解・組立・調整

工具の使用法、分解・組立の順序、部品の手入れと交換、調整の要領など。

#### オ 洗浄・給油

日常の手入れ、洗剤の選定、洗浄法、給油の箇所、給油の時期と量、給油法など。

（実習例）自転車、裁縫ミシン、農業機械など。

#### 三 指導上の留意事項

この学年の内容の授業時数は、「(1)設計製図」三〇時、「(2)木材加工・金属加工」五五時（木材加工二五時、金属加工三〇時）、「(3)機械」二〇時を標準とする。

#### 〔第三学年〕

#### 一 目 標

(1) 機械および電気に関する基礎的技術を習得させ、近代技術を活用する能力を養うとともに、近代技術と生産や生活との関係を理解させ、生活に処する基本的な態度を養う。

(2) 機械では、第二学年の「機械」の学習を発展させるとともに、主として原動機の取扱に関する基礎的技術を習得させ、機械技術の特性およびそれと生活や産業との関係

を理解させ、作業を精密・確実に進め、安全に留意する態度を養う。

(3) 電気では、簡単な電気器具の取扱や製作に関する基礎的技術を習得させ、電気技術の特性およびそれと生活や産業との関係を理解させ、作業を精密・確実に進め、安全に留意する態度を養う。

(4) 総合実習では、機械・電気その他の既習事項と有機的な関連を図りながら、製作または育成に関する総合的な実習を行い、近代技術を活用する能力を養うとともに、目的に応じて最も適切な方法を選択し、企画し、実践し、さらにそれらをくふう改善する態度を養う。

#### 二 内 容

#### (1) 機 械

第二学年の「(3)機械」の学習を基礎にし、その応用発展として、モーターバイク、スクーター、石油発動機、農業機械などを整備・操作するのに必要な技術の基礎的事項を、取り上げる機械に即して指導するとともに、機械の要素や機構は、取り上げる機械と関連させて重点的に指導する。

#### ア 機械の要素と機構

運動の方向を変える機構、運動の速度

を変える機構、運動の速度を変える機構、直線運動を回転運動に変える機構、回転運動を直線運動に変える機構、回転運動を動揺運動に変える機構、間断的な運動をさせる機構など。

イ 原動機の種類

二サイクル機関、四サイクル機関など。  
内燃機関の構造と作用

機関主部、燃料装置、点火装置、排気装置、冷却装置、潤滑装置、その他の付属装置など。

エ 潤滑油

モビール油、グリースなど。

オ 故障点検

日常の点検、起動前の点検、運動中の留意事項、停止後の点検、故障の原因など。

カ 分解・組立・調整

工具の使用法、分解・組立の順序、部品の手入れ、調整の要領など。

キ 起動・運転・停止

起動準備、起動法、速度の調節、停止法、停止後の処置など。

ク 洗淨・給油

日常の手入れ、洗剤の選定、洗淨法、

給油の個所、給油の時期と量、給油法など。

ケ 燃料

燃料の選定、補給の時期、補給上の注意、補給法など。

コ 機械と生活や産業との関係

生活の能率化と機械の利用、機械技術の進歩が各種産業に及ぼす影響など。

(実習例) モーターバイク、スクーター、

石油発動機、農業機械など。

(2) 電気

照明器具、電熱器具、電動機、受信機などを製作・修理するのに必要な技術の基礎的事項を、取り上げる製品に即して指導するとともに、電気回路要素や電気計器の取扱法は、取り上げる製品と関連させて重点的に指導する。特に製作学習を行う場合は、計画・準備・材料加工・部品検査・組立・配線・試験・調整について一貫した指導を行うようにする。

ア 電気配線図

一般電気用記号、電気通信用記号など。

イ 電気回路要素

真空管、コイル、コンデンサー、抵抗、電源など。

ウ 電気計器の取扱法

回路計による電流・電圧・抵抗の測定、部品検査法、導通試験など。

エ 電気工作法

電線の接続・分岐、絶縁法、配線工作、部品交換法など。

オ 配線器具の点検と修理

屋内配線の方式、許容電流・定格値、電線・コード、開閉器・接続器・点滅器など。

カ 照明器具、電熱器具の製作・点検・修理

(実習例) けい光灯、電気スタンド、電気こんろ、電気アイロンなど。

キ 電動機の保守と管理

(実習例) 单相誘導電動機、三相誘導電動機など。

ク 受信機の製作・調整・修理

(実習例) 交流式三球または四球ラジオなど。

ケ 電気と生活や産業との関係

生活の能率化と電気の利用、電気技術の進歩が各種産業に及ぼす影響など。

(3) 総合実習

次にあげてあるア、イおよびウの実習の



うち、いずれか一つを取り上げて指導することとし、近代技術を総合的に理解し、活用するように指導する。また、それぞれの実習においては、必要な資材の購入法、必要経費の計算法、記帳、保管などに関する事項についてもあわせて指導するようにする。

ア おもな機械要素をもつ機械模型などの製作実習

おもな機械要素を含む機構模型や構造模型などの製作を取り上げて、機構の研究を中心にして製作技術を習得させる。なお、ここでは市販の半完成模型教材の使用は避けることとする。

イ 基本的な電気回路をもつ通信機器などの製作実習

基本的な電気回路を含む拡声装置、交流式三球または四球ラジオなどの製作を取り上げて、電気回路の研究を中心に電気工作技術、試験・調整の技術を習得させる。

ウ 農業機械の操作・運転などを含む作物の育成実習

石油機関や電動機を装備した耕うん機、揚水ポンプその他の農耕用機械を使

用したり、電熱温床などを設けたりして、栽培技術の機械化、電化を中心に実習させる。

### 三 指導上の留意事項

(1) 「(1)機械」でモーターバイク、スクーターの学習を取り上げる場合は、車両の操縦技術を主目的にした指導を避けるとともに、交通法規にじゅうぶん留意し、事故の防止に努める。

(2) 電動機、受信機の学習を「(3)総合実習」で取り上げる場合は、「(2)電気」では省くこととする。

(3) この学年における内容の授業時数は、「(1)機械」二五時、「(2)電気」四五時、「(3)総合実習」三五時を標準とする。

## B 女子向き

### 〔第一学年〕

#### 一 目 標

(1) 調理、被服製作、設計製図、家庭機械・家庭工作に関する基礎的技術を習得させ、考案設計の能力を養うとともに、技術と生活との関係を理解させ、ものごとを合理的に処理する態度を養う。

(2) 調理では、日常食の調理に関する基礎的

技術を習得させ、青少年期の日常食の献立作成の能力を養うとともに、食生活を合理的に営む態度を養う。

(3) 被服製作では、日常着の製作、被服の整理および簡単な編物に関する基礎的技術を習得させ、衣生活を合理的に営む態度を養う。

(4) 設計製図では、簡単な図面を正しく読み取り描いたりするのに必要な基礎的技術を習得させ、ものごとを計画的に進め、精密・確実に処理する態度を養う。

(5) 家庭機械・家庭工作では、調理、被服の製作と整理に用いられる機械の正しい取扱および簡単な木材加工に関する基礎的技術を習得させ、生活を合理的に営む態度を養う。

## 二 内 容

(1) 調 理  
日常食を調理するのに必要な技術の基礎的事項を、(実習例)にあげた食物の調理に即して指導するとともに、青少年向きのものを中心にして、その献立・調理・評価などの各段階を追って一貫した指導を行うようにする。

また、青少年期の日常食の献立に必要な

知識は、取り上げる献立に即して重点的に指導する。

ア 献立

青少年期の栄養、食品の栄養的特質、性別・年齢別・食品群別摂取量の目安、青少年向きの献立作成。

イ 調理材料

米、うどん、パン、粉類、いも類、食用油脂、豆製品、魚、貝、肉、卵、乳、海そう、緑黄色野菜、淡色野菜、くだもの、調味料など。

ウ 調理用具・食器

計量器、炊飯器、フライパン、その他普通用いられる調理用具・食器。

エ 調理用熱源

木炭、石油、ガス類など。

オ 調理法

はかり方、洗ひ方、切り方、ゆで方、煮かた、焼き方、いため方、調味のしかたなど。

カ 食物と生活

青少年期の好みと食生活、食習慣の改善など。

(実習例) 米食(カレーライス)・粉食の調理、魚の煮付と油焼、野菜の油

(2) 被服製作 いためなどの日常食の調理。

被服製作

青少年期における女子の活動的な日常着を作ったり、簡単な編物をしたり、被服を整理するのに必要な技術の基礎的事項を、

(実習例) にあげたものの製作や整理に即して指導するとともに、計画・製作・評価の各段階を追って一貫した指導を行うようにする。特に繊維の性能、布地の用途、用具、洗剤などは、計画の段階において、取り上げる(実習例)に関連させて重点的に指導する。

また、編物は基礎的な編み方について指導し、それらを適当に組み合わせることによって各種の模様編ができることを理解させて、(実習例)にあげたもののうち一つを取り上げて、その考案設計を行わせ、それに基いて製作させるようにする。

繊維・布地と編物用糸

天然繊維(もめん、羊毛)、再生繊維、合成繊維の性能と、それらで織られた布地の用途、編物用糸の規格。

被服製作・被服整理の用具、機械、施設

ピンキングはさみ、たらいとその台、

乾燥用具、その他普通に用いられるもの、干場など。

ウ 被服整理用具

せっけん、中性洗剤、けい光増白剤のり類、普通に用いられる防虫剤、しみぬき剤など。

被服製作・被服整理・編物の方法

(ア) 被服製作

洋服構成の基本、採寸、製作計画、型紙の選択とその補正のしかた、用布の積り方、裁ち方、仮り縫い、補正、本縫い、仕上げのしかた。

(イ) 被服整理

a 洗たく

予洗、本洗、すすぎ、脱水、乾燥、仕上げのしかた、つくろい方。

b しみぬき

日常つきやすいしみの除去法。

保管

乾燥、ブラシのかけ方、アイロンのかけ方、防虫剤の使用法、しまい方、容器と保管のしかた。

(ウ) 編物

かぎ針および棒針を用いる基礎編とその編目の記号、基礎編応用の簡単な

模様編、ゲージの決め方。

オ 被服と衣生活

整容、被服と活動との関係、繊維や被服整理用剤の進政と衣生活。

(実習例) 被服製作……ブラウス、スカート類。

被服整理……スリッパ、ブラウス、ソックスなどの

洗たく。

編 物……こども帽子、手袋、ソックスなど。

### (3) 設計製図

家庭機械や家庭工作に必要な製図の基礎的事項を、主として「日本工業規格製図通則」に基づいて指導し、これらがある程度理解された後は、「(4)家庭機械・家庭工作」の学習と融合させて指導する。

ア 表示の方法

図面の種類、スケッチによる表示など。

イ 製図用具の使用法

三角定規、ものさし、コンパス、ディバイダ、鉛筆など。

ウ バイダ、鉛筆など。

エ 線と文字の使用法

実線・破線・鎖線、アラビア数字など。

エ 投影法

第一角法、第三角法など。

オ 寸法の記入法

寸法線、寸法補助線、矢印、寸法数字、寸法基準線、角度の寸法、円弧の寸法など。

カ 工作図

尺度、図面の形式、作図の順序など。

キ 図面と生活との関係

日常生活と図面、日常生活と日本工業規格など。

### (4) 家庭機械・家庭工作

家庭機械の取扱および実用品や装飾品の製作に必要な技術の基礎的事項を、(実習例)にあげたものの取扱や製作に即して指導する。この場合、家庭機械の取扱は調理や被服製作の学習と関連させて指導するようにし、家庭工作は考案設計・製図・製作・評価の各段階を追って一貫した指導を行うようにする。

ア 家庭機械の取扱

操作法、使用中の留意事項、日常の手入れなど。

イ 家具用木材

スギ、マツ、ヒノキ、サクラ、カツラ、ホウ、セン、キリ、合板など。

ウ 接合材料と塗料

くぎ、木ねじ、合成樹脂接着剤などの

接合材料。

ペイント、ラッカーなどの塗料。

エ 木工具の使用法と工作法

のこぎり、かんな、きり、つち、ねじ回しなどの工具。

木取り、のこぎりびき、穴あけ、くぎ

打ち、ねじしめ、接着、組立、塗装などの工作法。

(実習例) 家庭機械……裁縫ミシン、洗たく機、電気アイロン、

はかり、こんろ類など。

家庭工作……花びん敷、壁掛、

整理箱など。

### 三 指導上の留意事項

(1) 調理や被服製作では、火気の取扱や衛生にじゅうぶん注意して、事故の防止に努める。

(2) この学年における内容の授業時数は、

「(1)調理」二五時、「(2)被服製作」四五時

(被服製作・被服整理三五時、編物一〇時)、「(3)設計製図」一五時、「(4)家庭機械・家庭工作」二〇時(家庭機械一〇時、家

庭工作一〇時)を標準とする。

## 〔第二学年〕

### 一 目 標

(1) 調理、被服製作、家庭機械・家庭工作に關する基礎的技術を習得させ、考案設計の能力を高めるとともに、近代技術と家庭生活との關係を理解させ、生活の向上と技術の發展に努める態度を養う。

(2) 調理では、第一学年の「調理」の学習を發展させるとともに、日常食および常備食の調理に關する基礎的技術を習得させ、家族の日常食の献立作成の能力を得させ、生活を明るく営む態度を養う。

(3) 被服製作では、第一学年の「被服製作」の学習を發展させるとともに、休養着の製作および簡単なししゅうに關する基礎的技術を習得させ、生活を快適に営む態度を養う。

(4) 家庭機械・家庭工作では、第一学年の「家庭機械・家庭工作」の学習を發展させるとともに、家庭機械の整備や家具の修理に關する基礎的技術を習得させ、それらを活用する能力および生活を能率的に営む態度を養う。

## 二 内 容

### (1) 調 理

日常食の調理および家族の日常食の献立に必要な技術の基礎的事項を、(実習例)にあげた食物の調理に即して指導するとともに、成人向きのものを中心にして、その献立・調理・評価の各段階を追って一貫した指導を行うようにする。また、家族の日常食の献立に必要な知識は、取り上げる献立に即して重点的に指導する。

#### ア 献 立

家族の栄養、性別・年齢別・労作別による食品群別摂取量の目安、食品と季節、家族の献立作成。

#### イ 調理材料

第一学年にあげたもののほか、乾物、かんづめなど。

#### ウ 調理用具・食器

第一学年に準じる。

#### エ 台所の施設設備

流し、調理台、こころ台、食卓、戸などとその配置。

#### オ 調理用熱源

第一学年にあげたもののほか、まき、練炭、電熱など。

#### カ 調理法

第一学年にあげたもののほか、乾物の

もどし方、かんづめ・びんづめを用いる調理のしかた、ジャム・つくだ煮・つけものなどの作り方など。

#### キ 食物と生活

家事労働の能率化と調理法および台所の施設設備、食物費と家庭経済。

(実習例) 米食(すし)・粉食の調理、しるもの・あえもの・よせもの・酢ものなどの日常食の調理、ジャム・つくだ煮などの常備食の調理など。

### (2) 被服製作

青少年期の女子の休養着を製作したり、簡単なししゅうを行うのに必要な技術の基礎的事項を、(実習例)にあげたものの中からそれぞれ一つを選んで、製作に即して指導するとともに、計画・製作・評価の各段階を追って一貫した指導を行うようにする。

また、被服の修理・更生・新調などの計画の立て方についても指導する。

ししゅうは、基礎的なししゅうのしかたの概要を知らせて、(実習例)にあげたものの中から一つを選んで、その考案設計

を行わせ、それに必要なししゅうの基礎的  
なしかたを指導し、これに基いて製作させ  
るようにする。

ア 布 地

ゆかた地、タオル地、ネル、ブロード、  
ギンガム、ポプリンなど。

イ 被服製作・ししゅうの方法

(ア) 被服製作

a 和 服

和服構成の基本、寸法、製作計画、  
用布の積り方、裁ち方、しるしつけ  
のしかた、縫い方、仕上げのしかた。

b 洋 服

第一学年に準じる。

(イ) ししゅう

基礎的なししゅうのしかた。

ウ 被服と生活

被服と休養との関係、被服の修理・更

生・新調の計画、被服費と家庭経済。

(実習例) 被服製作……休養着(ひとえ長

着女物またはバジャ

マなど。)

ししゅう……手さげ袋、テープ

ルクロス、エプロン

など。

(3) 家庭機械・家庭工作

家庭機械の整備や家具の修理に必要な技  
術の基礎的事項を、(実習例)にあげたも  
のに即して指導するとともに、機械の材料  
や要素は、取り上げる機械と関連させて重  
点的に指導する。

ア 家庭機械の材料

すずめつき鋼板、亜鉛めつき鋼板、軟  
鋼板、黄銅鋼板、アルミニウム板、鋳鉄、  
鋼、合金鋼、軽合金など。

イ 機械要素

締結用(ねじ、リベット、キー、ピン  
など。)

軸 用(軸、クラッチ、軸受など。)

管 用(管、弁、コックなど。)

伝導用(ベルト、ロープ、鎖、歯車、  
カム、リンクなど。)

緩衝用(ばね、ブレーキなど。)

ウ 家庭機械の整備

工具の使用法、故障の原因、分解・組  
立の順序、部品の手入れと交換、調整の  
要領、給油の個所と方法など。

エ 家具の取扱法と簡単な修理

日常の点検、にかわ、補強金具、リベ  
ット、はんだ、ねじによる修理など。

オ 刃物のとき方と手入れ

としややすりによる方法など。

カ 機械と生活

生活の能率化と機械の利用、機械技術  
の進歩が家庭生活や産業に及ぼす影響な  
ど。

(実習例) 家庭機械……裁縫ミシンなど。

家庭工作……家具類の修理、刃

物の手入れなど。

三 指導上の留意事項

(1) 調理用熱源については、その地域で一般  
に多く用いられるものについて実習させ、  
各種熱源について比較研究させる。

(2) この学年の内容の授業時数は、「(1)調理」

三〇時、「(2)被服製作」四五時(被服製作

三五時、ししゅう一〇時)、「(3)家庭機械・

家庭工作」三〇時(家庭機械二〇時、家庭

工作一〇時)を標準とする。

〔第三学年〕

一 目 標

(1) 調理、被服製作、保育、家庭機械・家庭  
工作に関する基礎的技術を習得させ、近代  
技術を活用する能力を養うとともに、近代  
技術と生活との関係を理解させ、生活に処  
する基本的な態度を養う。

(2) 調理では、第二学年の「調理」の学習を発展させるとともに、老人・病人などの食物の調理、客ぜん調理および行食事の調理に関する基礎的技術を習得させ、食生活を改善する態度を養う。

(3) 被服製作では、第二学年の「被服製作」の学習を発展させるとともに、日常着の製作、被服整理および簡単な染色に関する基礎的技術を習得させ、衣生活を改善する態度を養う。

(4) 保育では、幼児の衣食住に関する技術を総合的に習得させ、こどもを愛育する態度を養う。

(5) 家庭機械・家庭工作では、一般に使われている家庭用電気器具の取扱および室内整備に必要な家具の修理に関する基礎的技術を習得させ、それらを活用する能力および生活を能率的に営む態度を養う。

## 二 内 容

### (1) 調 理

既習事項と有機的な関連を図りながら、消化しやすい食物、客ぜん調理や行食事などの調理に必要な技術の基礎的事項を、(実習例) にあげた食物の調理に即して総合的に指導する。また、客ぜん調理や行食事

食の調理はそれぞれの地域における生活習慣との関連において、それらを合理的、能率的に改善する態度を養うように指導する。

### ア 献 立

幼児・老人・病人などの栄養、幼児・老人・病人などの食事、行食事、客ぜん調理などの献立作成。

### イ 調理材料

第二学年に準じる。

### ウ 調理用具・食器

第二学年にあげたもののほか、蒸し器、天火、電気調理器具などの調理用具。

普通に用いられる幼児・病人の食事、行食事、客ぜん調理などの食器・容器。

### エ 調理法

第二学年にあげたもののほか、消化しやすい食物の調理のしかた、蒸し方、揚げ方、あわたてのしかた、うらごしのしかたなど。

### オ 食物と生活

食生活の習慣や年中行事などとそれらの改善。

(実習例) 米飯(たきこみ飯)・茶わん蒸し・卵焼・つけ焼・吸物・揚げ物

・サラダなどの調理、消化しやすい食物の調理など。

### (2) 被服製作

青少年期における女子の日常着・外出着の製作、被服整理および簡単な染色を行うのに必要な技術の基礎的事項を、(実習例) にあげたものの製作や整理に即して指導する。

また、染色は基礎的な染め方を簡単に指導し、これに基いて(実習例) にあげたもののうちから一つを選んで、その考案設計を行わせ、これに基いて製作させるように指導する。

### ア 繊維・布地

第一学年にあげたもののほか、麻、絹およびそれらの交織物など。

### イ 被服の付属品

装飾用ボタン、バックルなど。

### ウ 被服製作・被服整理・染色の方法

### (ア) 被服製作

第二学年の洋服に準じる。

### (イ) 被服整理

絹や毛の洗たく法。

### (ウ) 染 色

ろうけつ染や絞り染の基礎。

エ 被服と生活

衣生活の改善。

(実習例) 被服製作……ワンピースドレス類。

洗たく……絹物、毛糸編物など。

染 色……手さげ袋、のれん、テーブルクロス、ふろしきなど。

(3) 保 育

幼児の生活を中心に、その衣食住について総合的に指導する。

ア 幼児の衣食住

幼児食、間食の調理、幼児の生活と被服、おもちゃの製作、遊び場の整備。

イ 保育と家庭生活

幼児の心身の発達と衣食住。

(実習例) 間食などの調理、幼児服のくふう、おもちゃの製作、遊び場の設計など。

(4) 家庭機械・家庭工作

配線器具、照明器具、電熱器具、電動機などを点検・修理するのに必要な技術の基礎的事項を、取り上げる製品に即して指導する。また家庭工作では、家具の手入れを

中心に、すまいについて研究させる。

ア 間取り図と屋内配線図

建築記号、一般電気用記号など。

イ 電気計器の取扱法

回路計による電流・電圧・抵抗の測定、導通試験など。

ウ 配線器具の点検・修理

屋内配線の方式、許容電流・定格値、電線・コード、開閉器・接続器・点滅器など。

エ 照明器具、電熱器具の点検・修理

(実習例) けい光灯、電気スタンド、電気

こんろ、電気アイロンなど。

オ 電動機をつけた家庭用機器の取扱

(実習例) 单相誘導電動機。

カ すまいのくふう

換気、採光、照明、清潔などの条件と

すまい、家具の配置・配合、清掃・洗浄、

ワニス・合成樹脂塗料の選定と使用法など。

(実習例) 間取りのくふう、家具の塗装など。

キ 電気と生活

生活の効率化と電気の利用、電気技術の進歩が家庭生活や産業に及ぼす影響な

ど。

三 指導上の留意事項

(1) 第三学年では既習事項と有機的な関連を図り、近代技術を活用して家庭生活を合理化し、家事労働を効率化する能力を養うようにする。また必要に応じて適当な機会に家庭生活における衣食住の計画、記帳などについて総合的な指導を行い、家庭生活の経営や管理についてまとまりのある理解を得させるようにする。

(2) この学年における内容の授業時数は、

「(1)調理」二五時、「(2)被服製作」四〇時  
「(被服製作三〇時、染色一〇時)」、「(3)保育」  
一〇時、「(4)家庭機械・家庭工作」三〇時  
「(家庭機械二〇時、家庭工作一〇時)」を標準とする。

第三 指導計画作成および学習

指導の方針

一 技術・家庭は主として実践的活動を通して学習させる教科であるから、実習を中心にして計画し、指導する。

二 各学年の内容の各項目および組織や配列は、必ずしも指導の順序やまとまりを示すものではないから、必要に応じて相互に組

み合わせたり連続させたりして、その学年の目標である基礎的な知識、技能、態度がまとまりをもつて習得できるようにし、単なる技能の習熟に片寄らないように留意する。

三 内容の項目に示してある(実習例)は、その項目に示してある基礎的な事項を学習

させるのに適当と思われるものを例示したものである。指導計画を作成する場合は、学校の事情や生徒の必要などを考慮して、この例に準拠しながら適切なものを取り上げるようにする。

四 学習指導にあたっては、生徒の学習組織をくふうしたり、日課表の時間配当を適切

に行うなど、指導が円滑に行われるようにする。

五 実習のために服装や学習の環境を整え、各種の規定を守らせ、安全・清潔・あとかたづけなどに留意させて、事故の防止に努める。

## 中学校技術家庭科についての意見書

本連盟は、本連盟主催の「産業教育研究大会(八月一・二日浅川中学校において開催し、全国から職業・家庭科担当教師を主体とする三〇〇名参会)における協議および本連盟各研究部会における検討にもとづいて、中学校「技術・家庭科」について左記のとおり意見を提出する。

### 記

1 「技術・家庭科」は、教育課程審議会の答申における基本方針の通り、「技術科」とするのが至当である。

(1) 昭和三三年三月一五日付、教育課程審議会会長から文部大臣への答申「小学校・中学校教育課程の改善について」の基本方針(3)において、「……技術科を新たに設けて、……」のべてある。「技術・家庭科」とすることは、この基本方針に

反する。

(2) 昭和三三年三月二〇日付文部省通達「小学校・中学校教育課程の改善について」において、「文部省としては、その答申を尊重して教育課程の改善について慎重に検討を行ない……」のべてある。「答申を尊重して」という文部省自身の通達が無視されている。

(3) 中学校教育課程改訂に関する中間発表直前、教育課程審議会委員あるいは教材等研究調査会委員などの討議をへずに、「家庭」を加えて「技術・家庭科」と決定されている。このような非民主的手続きによる決定は承認できない。

(4) この教科は生産技術的教養を得させるものでなければならぬ。このねらいを明確にするためには、「技術科」という



名称が妥当である。

2 新しい時代に応ずる国民的教養をたかめ、かつ最近における科学技術教育振興の要請に正しく応えるためには、男女とも同一の教育内容を学習させることが必要である。

(1) 男子向きの工的内容は、従来の職業・家庭科の内容に比して数段の改善であり、国際的水準に一步近づいたものである。

(2) 男子向きの内容程度のものを男女ともに学ばせることは、国際的な教育課程であり趨勢である。

(3) 女子向き内容は科学技術教育の立場からみて妥当でないものが多い。

3 第一学年男子向き、目標の(4)「栽培では、栽培に関する基礎的技術を習得させ、栽培技術と自然環境との関係を理解させるとともに、作物を合理的に育成する態度を養う」とのべられている。この目標達成のためには二〇時間では不じゅうぶんである。

(1) この目標を達成するには、一貫的指導を行なわなければならない。そのためには二〇時間では不じゅうぶんである。

(2) 農的分野学習時間の増強をはかることにより、工的分野学習時間の削減をきたしてはならない。そのためには、一・二一年において、「技術・家庭科」において定められている週三時間を週四時間とする必要がある。

4 中学校段階で職業関係の選択科目をおくことは妥当でない。選択制を拡げることにより、実質的には進学者・就職者を

区別して扱うことになる。このような扱いは義務教育として人間形成に有害である。

5 この学習指導要領がしめす学習内容に見合う教育諸条件を国家負担において急速に整備しなければならない。これこそ教育基本法第十条第二項にいう教育行政の基本目標であり、この目標の達成をはからずして、指導要領に基準性をもたせようとすることは承認できない。

(1) 現在までのところ、この教育に要する施設・設備がきわめて貧弱であることは諸種の調査結果のしめすところである。国家負担によって急速に整備することが急務である。

(2) 効果的に科学技術教育を推進するには、学習定員を一五〇二五名にとどめるべきことはすでに検証されている。急速に学級定員減をはかるとともに、教員定数の増をはかり、教員の負担時間数の減(週一五時間程度)をはからなければならない。

(3) この教科担当の有能な教師を確保するためには、長期の現職教育の実施と、教員養成機関の整備が必要である。  
昭和三十三年八月二一日

産業教育研究連盟

## 「技術・家庭科」の問題点をさぐる

### —産業教育研究大会の討議から—

後 藤 豊 治

#### 技 術 ・ 家 庭 科

どんなに情報に通じた者でも、「技術・家庭科」となって登場するのは、大会前日、つまり七月三十一日ひるごろまでは予想できなかったことだ。みんながみんな「技術科」として出てくるものと信じていた。とうぜん、このことは大会中何かにつけて論議された。

論議の方向は二つにしばらくられる。第一は教育課程審議手続きに関する。最後のどたん場になって、審議会委員その他関係者のまわつたく与り知らない(?)、どこか頂上の方で、何か急にそうしたければならない事情にせまられ、朱筆がいれられ、それで「・家庭」がくつついたという非民主的決定をあえてしたこと、このようないきかたが、こんどの教育課程審議だけでなく、文教施策決定の非民主的なはこびを憤っていた人びとの胸に、いよいよ不信の念をきざみつけることになったとみられる。これは第二日の全体会議で意見書提出申合せにまでみちびかれることになった。

第二は、中間発表にみられる女子向きの課程内容は「技術科」と

いう名称でひっくりくれるものかどうか、ということ。被服・調理の技法(参加会員の発言中であつたことば)は、工業生産における「技術」の学習とまったく同じわりきりかたのできない性質のものではないか。するとむしろ、内容を正しく伝ええない名称でしめくくるよりも、「・家庭」をつけ加えておく方が自然ではないか。このような見解も出たが、これは第四分科会でも、全体会議でも少数意見であつた。これは、二・三の分科会で、かなりの人が表明したように、一般教養としての技術の学習で男女にちがいがある必要はなく、共通に必修させるべきだし、現在および将来における男女の生活の差異、あるいは女子の特性が考慮されているというのなら、それは当然選択にまわして学習させればよいことだ、という考えをほとんどの人が承認していたものとみてよいだろう。

#### 農的分野・商的分野

こんどの技術・家庭科で農的分野の比重がかるくなり、商的分野がなくなることについての論議がさかんに出るだろうということ

は、じゅうぶん予想されていたので、予想される主な討議内容を列挙したなかに「一般技術教育としての工的分野・農的分野・商的分野の意義と内容」がうち出してあった。このテーマは、教育課程全体についての論議のうえに展開されるべき分節テーマであり、それぞれ一般技術教育としてとりあげるべき積極的意義があれば、それを検討し確認しあつていこうという趣旨のものであった。ところが論議は、教育課程全体についての論議をとびこえて、いきなり各セクションからの主張―それもなつとくのいくような積極的な意義を明確に主張するというのでなく、やや感情的な発想・発言が多く、論議が空転することが多かった。

もちろん、たとえば「農業的分野の学習は、農業生産の基礎的知識・技術を習得させるとともに、技術習得の過程で人間形成における独自の貢献を果すものだ」というような趣旨の見解はかなりのべられた。つまり、農的分野の学習における独自の陶冶価値が主張され、一般技術教育としての意義が一応認められたが、さらに一歩すすんで、次代をになう人間に期待すべき特質―いわば教育課題を析出し構造化して、そこに位置づけていくような努力がじゅうぶんでなかつたように思う。したがって、新しい「技術・家庭科」のワク組みの一つである「週三時間」をつきやぶる方向への論議、つまり教育課程全体を問題にするところまでおよばなかつたことは残念である。

商業分野を担当している人から、「生活」とはいいたい何だ、もし家庭生活の科学的処理が学習されるべきであるならば、経営・配給の科学的・合理的処理もまた学習されてしかるべきではないか、という論が提出された。この点についても、農的分野についてふれ

たことと同様のことが言えるはずだが、そうした展開もじゅうぶんでなかつた。ただこのばあい農的分野のばあいとはやや方向のことなつた論議の出る期待もあつた。それは工・農的生産技術の国民的水準をたかめるための基礎教育としての「技術科」が考えられる一方で、ホーム・エコノミックスと結びついた消費者教育として配給に関する実践的学習を展開する場（家庭生活の科学的処理に関する学習―家庭的分野―をも含めて）として、新しい教科設定の提案と論議が出てよかつたのではないか。たとえ新教科設定の構想は熟さなかつたにしても、興味のある論議が展開できたらうと思われるのだが、このような論議も不発におわつた。

とにかく、これからのわが国の生産をになうべき人間の育成にとつていちばん問題になることは何か。それは工業的生産技術の基礎的教養の手うすさという点であろうし、その点一応は肯定できるのだが、それが企業経営者からの要請として、工業生産の立ちおくれ防衛を教育で、というような直接的な結びつけがされ、しかも将来技術者たるべき一部の選ばれた者にとくに便宜をはかるという態度がほのみえるところに、すなおに受取れないものがあるように見うけた。このことは「進路・特性に應ずる教育計画」につながっている。

### 進路・特性に應ずる教育計画

第四分科会など、この問題の討議にかなりの時間をさいた。選択をどう編成したか、今後どういう問題点が予想されるかについての発表（東京・大湯氏）が手がかりになつたわけである。これまでの実践経験からみて、新教育課程実施のばあい流動的な選択の編成は

かなり困難であり、どうしても進学者・就職者を固定した組分けにしないではやれないこと、この固定的な組分け—いわばコース制—がもたらす問題についてはこれまでよく論ぜられてきているようなへい害が考えられる。ということがのべられた。これに対して、生徒間の優越—劣等感の発生やそれから生ずる対立などは、教師が就職者にも進学者と同様の関心と注意をほらい、計画的に指導することで防げる。という実践経験にたつての反論もあつたが、問題はもうすこし前にあるとされた。

いったい中学校段階で、このように多様な選択の必要があるのかどうか。進路に応ずるといえば、就職後の職場の要請ということが考えられるが、そのような要請とこの選択、ことに農・工・商・水産・家庭などの科目内容とどう結びついているのか。しかもこのような選択をとる生徒の力からみて、必修で学んだことのうえに学習を展開するなど不可能な状況であり、職業準備的な意味さえもちえないのではないか。このような問題について、

① 小学校のばあいとことなつて、中等教育段階では選択制をとることは、基本的にはみとめてよいが、ただ便宜的なものであつてはならない。

② こんどのばあい、選択制のできた基盤に進学者の学力（これについてはつきり概念規定されてはいない）や学習能率を向上させるねらいがあるように見られる。数学・理科の必修時間増強とあいまつて、選択としての数学新設などにそのねらいがうかがわれる。このような配慮が主すじであつて、就職者については進学者のそれらに見合う時間設定という消極的な意味で農・工・商・水産・家庭などがおかれたとしかみられない。

③ 職場においては、職業準備的な教育をつよく要請する傾向はみられない。ただ農業のばあい、その就業者に特定の身体的条件を中学校段階でつくつておく必要があるのだ、という意見は出た。要するに、わが国のばあい、進学の問題がもつと何とかがつきりしない限り、どのような選択科目ができてきても、選択本来のいみがゆがめられてしまうのではないか、というのがみんなの身にしてみる結論であつたようだ。

## その他の問題

総合実習について 見のがせないものとして、総合実習についての意見があつた。総合実習はたしかに有意義であるが、それはそのファクターになるひとつひとつの学習が正確に行われたうえで、しかも周到な総合学習の計画がくみあげられ、綿密な指導が行われなければ無意味なものになってしまうおそれがある、という意見であつた。

理科その他との関連 いままで関連を考えるとすれば、他教科との重複をさがしてこれを調整する作業とか、関連ある教材をとりあげる時期・進度の調整をはかるといふようなことしかされなかつたがそれでよいのか。この問題では、技術・家庭科でどうしてもとるべき内容だが、理科で関連のある学習がなされないといふばあい、理科であらためてそのような内容をくむことの可否を共同で検討するといふようなことまで行うべきではないか。その逆の場合もあるだろう。さらにたとえば、数学の学習のばあい生産の場で見られるような素材や機会を利用してすすめる。といふような配慮も必要ではないか。このような他教科と積極的に関連をもとめ

あうためには、現在連盟の研究部―ことに工業部門―ですすめてい  
るに、教育内容の細部にわたってその理科・数学・社会的基礎を析  
出していくような研究作業がどうしても必要になる、ということであ  
った。

**基準性の問題** 戦後混乱をかさねてきたこの教育も、工業的分  
野に関するかぎり、今回の中間発表で、何かすっきりした基準とな  
りうるように思う、という意見がでた。たしかにその感じはあるか  
もしれないが、そうかといって、指導要領の基準性をみとめてしま

## 今日この頃

さる三月次官通達で文部省から発せられた小・中学校の道徳教  
育について、文部省は「現在全国八割の小・中学校が実施してい  
る」と報告したが、日教組は「それも名目的に時間が特設された  
だけで、実施はされていない」と発表している（朝日八・一七）。  
文部省が「二学期から全国的に足並みをそろえる」と強い方針で  
のぞんでいる道徳教育問題も、現場では、動評問題と同様にかな  
り批判的である。日教組の調査によると、いまのところ半数程度  
実施しているのは、青森、福島、東京、愛知などだが、その内容  
は時間特設の看板だけで、実施要綱はほとんど使用されていない。  
北海道と熊本は全面拒否、秋田、新潟、滋賀、大阪は部分的  
にしか実施していないという。

考えてみると、道徳教育の時間特設による実施ということでは、  
各教科がどれだけ迷惑しているかしかない。それが結局は教育課  
程の全面的改訂に大きな役割を果たし、その結果、コース制や  
教育課程の基準性強化というともない問題までをひっぱりだ  
してきた。そして被害は社会科だけでなく、職業・家庭科までが

うことや、教育実践現場での検証やそれにもとづく批判に消極的  
であることは問題である。このような見解が支配的であったように見  
受けた。

この他、内容や指導法の細部にわたる論議、施設設備の問題、教  
師の研修の問題など、ひろくとり上げられたが紙幅の関係で割愛し  
た。

まきぞえをくってしまっている。こうして教育における逆コース  
は、父母の願いを巧妙に利用しながら、道徳教育の時間特設によ  
る実施から現場に急転直下してきた。

時間特設による道徳教育は確かに、ほんものの教育を考えての  
ことではない。子どもの幸福を願い、父母の願いをみたす教育で  
あるかどうか疑問である。子どもの人格を育成するとか、子ども  
の全面的発達を願うという教育全体がないう仕事を、週一時間の  
道徳教育の内容にもりこんで遂行していきけるはずがない。だから  
「全教科の中で道徳教育をする」という基本的立場はやはり正し  
いのだ。道徳教育の時間特設に勇んでとびついた教師はまさか  
ないだろうが、もしいたとしたら、それはあきらかに、自己をい  
つわってのことか、ゴマカシの教育しか考えていないなよりの  
証拠である。自己をいつわる？ そうだ！それが校長への点数  
かせぎだとしたら、動評の芽はもうふいているのだ。そんな芽は  
摘まなければならぬ。

そういう意味で私たちは、もう一度職場をふりかえってみよ  
う。そうする中で、自分の教科をしっかりと考えてみよう。教科  
だけは、どうしたって自分たちの力で守るほかない今日この頃な  
のだから。

(Y)

# 全国研究大会

## 討議のあらまし

### 第二分科会

連盟より稲田講師を迎え磯部喜代三氏司会の下に四十数名の会員によって開かれた。はじめに二日間にわたる討議の柱について提案されたがまとまらず富山県庄西中学校の野守勇蔵先生の「職業・家庭科における技術系列」という研究発表がなされた。

#### (1) 研究の目的

産業人としての基礎を培う教科であるので基礎的技術の並列的教育ではなく、各技術間の関連を図り発展性を考え生活技術の中に近代産業社会の中に、どのように位置づけられ構成要素となつて利用され改善されようとしているかなど、技術の系統性・組織性・発展性を確認して指導することによつて有効な技術教育を推進することができ

#### (2) 研究の留意点

。近代技術観。技術は科学的理法の上に組立てられ、近代生活のしかたの中核となり、さらに新しい文化創造の可能性をもつ基本的な働きである。  
。学問的体系でなく、あくまで実践体系である。

。生活合理化、生産合理化のためのもの。  
(3) 技術系列の内容。心理発達に即応すると共に学習過程としての系列であり生活技術と生産技術の関係より考察。

#### (4) 系列化の例示

。農的分野。栽培面においては自然発生循環発生的に土壌管理・種苗管理・肥培管理・収納管理の四技術系列にまとめ各系列が経営管理の技術に有機的に連り推進するものとして位置づける。振興を阻むものを耕地区画や除害剤だけにとどめず本源にあるビークの改善・病菌・害虫の生態や抵抗力

に関連のポイントをおくよう系列内の技術の関連と発展をはかる。

。工的分野・生活文化・産業社会基本的要素としての製図・機械・電気・建設の四系列にまとめ、その中に含まれる正確性・順序性・規格性・科学性を技術学習とおして身につけ、機械などの構造作用のみでなく、なぜどのように関連するか考えるよう配材する。

(5) 結び。明確な系列化は困難であるが、これを基礎として組織化・総合化を図り、その限界をわきまえて指導するとき充実した教育が行われる。

この発表を中心に、いろいろ質疑や意見などが発展的に生れた。おもな問題として、  
(1) 協調性をばのよう指導するか  
。グループ実習や流れ作業など実際の指導形態の中で協調できる場をつくっていく。

。現代生産社会が要求する道徳性の問題とも関連して重要であると共に、技術科の目標とも一致する。

#### (2) 基礎的技術とは何か

。ミニマムエッセンシャルズを見つけることだ。  
。基礎的技術は仕ごとの中に含まれている。

したがってその仕事をより分けて選択していくことだ。

。基礎技術は固定していない。ひん度数・難易・価値等によって考えねばならない。

。技術科は技術のみ教えるものではない。技術をとおして人間を作ることだ。

このような意見のなかから科学的な基礎の上に立つた技術（カンやコツでなく）という考え方で将来の技術を目ざして技術の要素をとり出して指導することがよい。連盟においても基礎技術を抽出してプリントしてあるので参考にしてほしい。

技術科の問題について

。男女別コースの設定は現職業・家庭科のねらう民主的な家庭や社会の建設のために男女が平等の立場から協力していくという立場より後退したものであると思う。内容を見ると男子は職業、女子は家事・裁縫というような色が濃いと思う。文部省の意図するものは一連の反動文教政策の中で、旧家族制度の復活を意図するものであると思う。このような問題が提起されて種々意見が交された。

。女子コースにおける工的内容については現在より前進している（時間数より見て、全

国平均より見て）と思う。

。男女別にコースを設定した方が学習を能率的にするのによいと思う。

。技術科は一般教養として国民全般の技術的水準を高めることを目ざしていながら、女子を除くことはおかしいではないか。

。家庭科の内容をとおして、果して技術教育ができるであろうか（カンやコツによることが多い）家庭は生活技術である。

。仕ごとの面で余り男女差は認められない。女子の方がかえって優れた面も多い。

。技術教育を推進するためにも施設設備を充実することが肝要である。この点について

文部省は責任もつべきだ。

このように討議されたが結論的なものではなく第一日は終了した。第二日目は文部省の中間発表された指導要領について論議が集中した。主な改正点は、。男女別のコースの設定・男子向では工的な面の比重が多く農業・商業などの面が殆ど無くなったと云ってよい、。女子向では調理・被服が多く工的な面が各学年三十時間位を占めている。六群は除外されている。選択について農工商水産家庭の別がのこされている。もっとも特色とするところはこの要領が全国画一的な基準によって定

められ、その実施に当たっては法的な拘束力が強められたことである。これらに対し現場の教師の立場から、いろいろ批判や討議がなされた。

。この要領は現場の実態を無視し文部官僚によって作られたものである。もっと現場の声をきくべきである。

。基準性や拘束力をもつと云うことは、やがて教育を国家統制の下におこうとする意図によるものである。教科書国定への布石。

。私たち現場の教師は、この要領に対し、あくまでも主体的立場において実施すべきである。教師の自主性を無視したような文部

省案は批判すべきである。

。文部省は基準を示し乍ら、真先に基準を破るのではなからうか。

。選択については進学・就職別コースの設定ではないか。

。社会的経済的知識理解の問題についても、技術科は技術だけ教えればよいと云う考え方は危険であって、その窓を通して日本の

社会に目を開かすべきである。

。地域性をもっと認めるべきだという意見もあり、この問題については日本の産業の問題点をとらえ、その中から地域につながる

ものを見つけて、生かしていこう。

このような問題の中から私たちは今後よりよい技術・家庭科にするために現場の教師の真摯な実践を通して批判検討されていくべきではないだろうか。

(石川松太郎)

## 第四分科会

第一日目の分科会は、この日の朝の新聞紙に発表された新しい教育課程改革を伝える記事のためか、何か緊張した深刻さがただよっていた。

最初に用意されていた大島中学大湯先生の研究発表をきいた上で、それを足がかりとして派生する問題から順次ほり下げて行うということに決まり、進路別による選択職・家科の問題点からコース別の是非論が一日目の焦点であった。選択における職・家科指導上の主な問題点としては次のようなものであった。

① 英語の学習と裏表で実施する関係上、職・家科では二時間連続の授業を必要とするに對し、英語学習においては生徒が、あいて学習効果が低下し実施しにくい。

② 選択職・家科履習の生徒は知能の低い者の集りとなり、成績評価段階では一乃至二の

者が過半数を占め、必修職・家科の発展的内容はおろかとても高度な学習は望めない。

③ 英語選択をするよりも職・家科選択をすれば、より以上の成績評価が得られることから、生徒間においても選択職・家科を履習することを劣等視し、中には通信簿の評価を下げてほしいと申し出る生徒すらあるという例も出ている。

④ 英語成績の悪い者を職・家科へまわして人員調整をしているため英語不成績者のごみ捨て場の存在である。また希望進路とコースが一致しない結果も生んでいる。

⑤ 選択職・家科を履習した者が高校定時制へ入学した場合、英語の学習にいちじるしい困難を来たしている。

⑥ 新しい教科課程によって、数学・英語・農・工・商・水産・家庭の各科が履習される場合、必修の英語、選択の英語、必修の数学、選択の数学とカリキュラム構成上複雑型となり複雑となる。

⑦ 選択職・家科を履習して実社会に出て、受け入れる側としては必ずしも職業的教育を受けた者を喜ばず、養成機関をもつ大企業においてはむしろ受けない者を好んでいる現状であることを考えると、かかる学習を

することの必要性も考えざるを得ない。

⑧ 経済的・家庭的に不遇な生徒が多いため、実習費・材料費の支出に困ること。

⑨ 就職試験に英語問題の出る事業所がある。

こうした問題点の討議の中心になったのは、教育上極めて重要な生徒達の劣等感の問題である。一・二の教師の体験から劣等感をはらいのけて効果をあげた例も話されたが、ほとんどの場合、劣等感を抱くことが本教科の教育を阻害していることは事実のようである。この原因について考える時、種々あるであろうが、生徒同志の間において小学校時代や中学一年において成績評価の悪い者が選択職・家庭科においては上位の段階の成績が得られる現状から生れる劣等感も当然のように考えられるが、一方社会における職業観や一般父兄のみならず各教科の教師においても教科間の差別視をし、そして更にそうした不利な立場にある教科の担任教師自身の劣等感が輪をかけて、知能の低い生徒の集りである彼等を一層劣等視させてはいないだろうか。校長や教員が高校入試成績によって学校や教員の力を評価され、PTAからの重圧に負けて入試対策に血眼になり、教員配置・時間割



などあらゆる教育活動において相当な配慮がなされ、なお教員自体勤務の荷重を訴え乍らも更に入試のための荷を重ねている。それに対して、就職する生徒達にそれと同様な真剣な配慮と努力が払われているであろうか。経済的に恵まれぬ子供や家庭的に不遇な者を犠牲にすることなく、いかなる進路を選ぶ生徒も同じように暖かい手をさしのべてやらねばならない。私共参集している者の誰もがこうした生徒達に劣等感を抱かせることなく、明るい生活の出来るようにしてやりたいと願う気持が真剣な討議の中にあるとあらわれていた。

この会に参集している人達の各学校での選択職・家科の実施状況をみると、一・二・三年共全員に英語を課し選択職・家科を設置していない学校が三校、三年のみ設置しているところが九校、二・三年に設置しているところが十三校であった。こうした進路別による学習の具体的な解決策は見出されなかつたが、進路別にコースを分けて実施することには反対の意見が多かつた。

一日目の終りから二日目にかけては、「技術・家庭科」の教育内容の中間発表についての批判が行われたが、その主な点をひろうと

次のような点であつた。

① 現学習指導要領の共通必修としての〇印のものまでがはずされ、男子向においては、一年生の栽培二〇時間以外は全部工的内容のもののみとなつて九三・七%となつている。

これは時代の要望にもよるところがあろうが、これが特定の産業に偏するような政治的意図があるなら絶対に排除すべきである。昭和三十二年の現学習指導要領が改訂されて出される時、性格の第二に、「将来いかなる進路をとる者にとつても必要な一般教養を与えるものであるから、共通に学習すべき面をもつものである」とうたい、その内容として〇印をつけ、これら教科の性格や内容の説明に当つては、これからの社会生活においては、男女平等な立場から、お互がそれぞれの立場や性質を理解し合い、協力し合つて民主的なよりよい生活を目指す必要から、男子にも家庭の内容をも課し、実践を通して理解を深めるようにすると説いた。中学校における職・家科の一般普通教科としての性格と教育的意義をあれほど主張しておきながら二年を出さずして、今回の中間発表の如く男女差をつけようとするのは、再び一般教養教科としての性格をそう失させることとなる。

② 栽培学習の必要性は、現学習指導要領中にもはつきりと述べられているが、精神面を重視する立場から重大事であり、その学習を計画・準備から手入れ収穫までわずか二〇時間では少なすぎる。

③ 女子向の内容が系統化されていず、家事裁縫の色彩が濃い。技術性の陶冶という観点からみれば男子向は一応系統化されているが、女子向は、木に竹をついだように、工的なものと調理・被服との関係が羅列的である間に断層がありすつきりしていない。調理学習の例をとつてみると、一・二・三年と将来の家庭経営の視点から教材が並んでおり、技術上から並べられているように思われない。もう少し基礎的技術の立場から検討を加え手法からみて系統的な配列が必要と思う。

④ 女子向の内容には家族関係、家庭経営の面の学習がはぶかれている。

⑤ 男女性別によつてはつきり区別がなされ、男子の家庭生活理解のための学習がなく、民主化への指導に逆行している。ここで男子への五群の学習の必要性については是非が論ぜられたが、女教師側からは今迄通り組み入れることを要望する声が強かつた。

⑥ 女子においても、男子においても工的の内

容を取扱う場合、操作や修理を通して物理的原理を身につけさせるように指導すべきである。

⑦ 技術科においては、工的内容をとり上げることが果して科学技術教育の振興に役立つものかどうか。地方の現状をみる時、工業専攻の教師が少く、それに伴う施設設備もないため黒板による授業が多い。今後技術科実施の場合、施設設備とそれを取扱う教師の点から相当困難を来たすことが明白である。その点国家的にも何等かの手が打たなければならない。

⑧ われわれとしては、この新しい「技術・家庭科」を政治情勢全体の中とか教育課程改悪反対という流れの中でとらえて行くということとはわかるが具体的にはどう受け止めるか。発表案をそのままうけたまわってその通りやってみるか、批判的な立場から実施するか、われわれとして内容を確かな、よりよいものとしてやってみてゆくのがよいかということによって論じられ、現場の意見を文部省側にも大いに主張し反映させるような対策を講ずるような話し合いとなり二日間の分科会を閉じた。

(石原 静)

## 連盟だより

たいへん暑い日でしたが、研究大会は全国から多数参加されたみなさんといっしょに、熱心に研究討議することができました。

。今度の大会はたいへんみなさんの支持をえましたが、同時に今度の大会を機に連盟に対する民間教育団体としての活動のきびしさは倍加したと自覚しています。それはアンケートによるみなさんからの批判意見によくあらわれています。たとえば「文部省案にひきずりまわされてはならない」「もつと広範に、全国の職教科教師に呼びかけよ、そして強力に組織せよ」「他教科の教師の参加を要求する」等々。そしてこういうみなさんからの叫びと要求は、今度の教育課程の改訂による技術・家庭科に対して楽観的ではいられないという実践現場における批判のあらわれでもあります。私たちの力強い結びつきが一層必要になつてくることは確かです。

。今年度の研究指定校からも大会へは多数参加されましたが、その方たちの感想として、地方ではまだまだ連盟の存在を知らなすぎます。そのためにもつと地方に進出して啓蒙をはかれとか、地方ごとの研究会をもつては

どうかなどの要望意見がずいぶんありました。連盟としては今後組織活動の具体化をはかる中で実現できることから一つ一つ実際に果していきながら、みなさんの要望意見にこたえていかなければならないと思います。会員のみなさんの御意見はどうでしょうか。二学期からまた忙しくなります。勤評問題もひかえております。教育を守る運動は一層きびしく活潑になることでしょう。御健闘を祈ります。

(矢野敏雄)

### 教育と産業・九月号

(通巻第七十六号)

昭和33年9月5日発行

定価四〇円(送料四円)

編集者 村田 忠三  
発行人

東京都目黒区上目黒七の二七

発行所 産業教育研究連盟

(振替東京五五〇〇八番)

本部 国学院大学教育学研究室内

▽書店取寄せ直接注文のこと。

▽会費前納の会員に毎月送附する。

(会費年五〇〇円・半年二五〇円)

▽入会者は会費を添えて申込むこと。

會員名簿(十)

大分県(つづき)

|              |         |            |                |                |          |        |       |              |        |            |       |    |    |
|--------------|---------|------------|----------------|----------------|----------|--------|-------|--------------|--------|------------|-------|----|----|
| 日田郡栄村        | 五馬中学校   | 河津         | 安子             | 加世田市           | 加世田中学校   | 桐原     | 健一    | 能代市彩霞長根      | 岩井     | 貫次         |       |    |    |
| 日田市石井町       | 五和中学校   | 渡辺         | 泰              | 日置郡            | 伊作中学校    | 松原     | 秀夫    | 岩手県          |        |            |       |    |    |
| 日田市藤山町       | 戸山中学校   | 野田須磨好      | 一ノ宮岑子          | 串木野市           |          | 生冠中学校  |       | 下閉伊郡岩泉町      | 有芸中学校  | 千田         | 正司    |    |    |
| 日田市大鶴町       | 大鶴中学校   | 鹿見島市常盤町四八三 | △追加▽ (既報後の入会分) | 薩摩郡鶴田村         | 鶴田中学校    | 山口     | 兵治    | 下閉伊郡宮守村達曾部   |        | 達曾部中学校     |       |    |    |
| 日田市夜明中町      | 夜明中学校   | 岩尾トシ子      | 北海道            | 鹿児島市常盤町四八三     |          | 花立     | 英雄    | 山形県          |        |            |       |    |    |
| 熊本県          |         |            |                | 後藤             | 隆三       | 上山市    | 上山中学校 | 宮城県          |        | 高橋         | 昭夫    |    |    |
| 天草郡          | 倉岳中学校   | 浜松         | 信之             | 根室市            | 根室中学校    | 三浦     | 隆治    | 気仙沼市         | 気仙沼中学校 | 永沢はな江      |       |    |    |
| 天草郡天草区下田北小学校 |         | 園田         | 賢人             | 静内郡静内町字春立      |          | 春立中学校  |       | 宮城郡多賀城町      | 多賀城中学校 | 菅原         | 貞男    |    |    |
| 熊本市呉服町一の二四   |         | 真辺         | 完              | 根室市常盤町三の一九     |          | 松山     | 徹     | 塩釜市          | 浦戸中学校  | 浅岡         | 菊雄    |    |    |
| 熊本市花畑町       | 県教育庁指導課 | 猿渡         | 元義             | 川上郡新得町         |          | 屈足中学校  |       | 白石市福岡山ノ下五    |        | 村上利喜治      |       |    |    |
| 下益城郡富合村大字椋津  |         | 園田         | 則幸             | 札幌市            | 市教委指導主事室 | 平瀬     | 芳子    | 福島県          |        | 信夫郡信夫村     | 大森中学校 | 菊池 | 四郎 |
| 玉名郡南関町       | 第四中学校   | 松本         | 泰              | 釧路市鶴ヶ岱         | 東中学校     | 小林     | 三郎    | 信夫郡信夫村大森中町三二 |        | 山田         | 邦夫    |    |    |
| 球磨郡岡原村       | 岡原中学校   | 那須         | 登              | 空知郡南富良野村       | 幾寅中学校    | 鈴木     | 道治    | 栃木県          |        | 安藤那葛生町     | 常盤中学校 | 田沢 | 武司 |
| 芦北郡津奈木村      | 津南中学校   | 山下         | 士熊             | 下北郡田名部町        |          | 三上武千代  |       | 安蘇郡葛生町       | 常盤中学校  | 同          |       | 同  |    |
| 上益城郡矢部町大字野尻  |         | 御獄中学校      |                | 下北郡百石町下谷地百石中学校 |          | 古川     | 道一    | 同            |        | 同          |       | 同  |    |
| 菊池郡七城村       |         | 七城中学校      |                | 東津軽郡蓬田村        | 蓬田中学校    | 奈良千代治  |       | 安蘇郡田沼町       | 新合中学校  | 同          |       | 同  |    |
| 宮崎県          |         |            |                | 大三沢町           | 第一中学校    | 菅原     | 節子    | 茨城県          |        | 茨城郡        |       | 山中 | 庸子 |
| 宮崎郡住吉村       | 住吉中学校   | 猪八         | 重恵             | 秋田県            |          | 菅原     | 節子    | 茨城県          |        | 勝田市東石川字西久保 |       | 茨木 | 昭夫 |
| 鹿児島県         |         |            |                | 由利郡西目村         | 西目中学校    | 小野清次郎  |       | 土浦市土浦第二中学校   |        | 久松         | 正     |    |    |
| 日置郡          | 伊作中学校   | 深野         | 敏乘             | 由利郡            | 鮎川中学校    | 尾留川慶治郎 |       |              |        |            |       |    |    |
| 贈嗚郡志布志町      | 田之浦中学校  | 佐藤         | 満男             | 秋田市            | 飯島中学校    | 小松     | 菊子    |              |        |            |       |    |    |
| 大島郡知名町       | 田皆中学校   | 大平         | 武男             | 平鹿郡増田町         |          | 増田中学校  |       |              |        |            |       |    |    |

(次号へつづく)

# 待望の事典成る!!

# 職業科指導事典

産業教育研究連盟編集

編集委員

清原道寿 長谷川淳  
後藤豊治 鈴木寿雄  
中村邦男 稲田茂

産業教育研究連盟が、学者と教育実践家の共同研究により、三力年の日子をかけて、中央産業教育審議会の建議と改訂指導要領を検討し、正しい産業教育の一環としての職業科の在りかたを具体的に打ちだした職業科指導書の決定版!

諸家絶讃

東大教授 宮原誠一  
労研所長 桐原葆見  
農林省 加藤俊次郎

## 目次

### 第1章 職業科の原理

- |                     |            |
|---------------------|------------|
| 1 中学校と産業教育          | 2 産業教育と職業科 |
| 3 職業科の性格と目標         | 4 他教科と職業科  |
| 付1 職業・家庭科教育発達史      |            |
| 付2 アメリカのインダストリアルアーツ |            |
| 付3 ソビエトのポリテフニズム     |            |

### 第2章 職業科の学習内容

- |          |            |
|----------|------------|
| 1 総説     | 2 農業的分野    |
| 3 工業的分野  | 4 商業的分野    |
| 付1 水産的分野 | 付2 職業生活の理解 |

### 第3章 職業科の指導計画

- |            |              |
|------------|--------------|
| 1 総説       | 2 指導計画の例     |
| 3 年間計画と週計画 | 4 学習指導の組織と運営 |

### 第4章 職業科の学習指導

- |           |            |
|-----------|------------|
| 1 総説      | 2 各分野の指導事例 |
| 3 学習評価の方法 |            |

### 第5章 職業科の施設・設備

- |                     |
|---------------------|
| 1 各分野の施設・設備の基準と運営管理 |
| 2 施設・設備の充実法         |

### 資料

- |        |              |
|--------|--------------|
| 1 参考文献 | 2 職業科関係法規と解説 |
|--------|--------------|

B5判 544頁  
 クロス装函入  
 函版 550枚挿入  
 定価 2,000円  
 送料 60円

東京都文京区  
高田豊川町37

# 国士社

振替・東京  
90631番